

# 京都・因幡堂薬師如来立像（因幡薬師）の 造像背景に関する一考察

岩佐光晴

はじめに

京都市下京区松原通烏丸に所在する因幡堂（平等寺）は、「因幡薬師」とも呼ばれ、古来多くの信仰を集めてきた。その本尊である木造薬師如来立像（以下、因幡堂像とする。図1、3、5、7、9）は一木造りの古様な造法によりながらも、その表情は優美で穏やかであり、定朝様式が確立する前段階の様相を示す作例として位置づけられる。<sup>(1)</sup>

同寺の縁起（因幡堂縁起<sup>(2)</sup>）によると、この像はインド伝来の像で、橘行平が因幡国一宮に参拝した時に病気になる、夢告によって同国の賀留津の海中から引き揚げたもので、行平は当地にこの像を安置するために飯堂を建てた。行平が上洛後の長保五年（一〇〇三）に、この像は京都の行平邸に飛来したため、行平はそこに堂を建立

して安置した。その後、行平は寛弘二年（一〇〇五）にこの像の利生により因幡国の国司に任ぜられたという。

説話的な内容を示すものであるが、縁起に登場する橘行平は歴史上実在した人物であり、実際に因幡国の国司を歴任していることから、ある歴史的な事実を伝えているものと考えられ、因幡堂像の制作時期は、その造法や作風を踏まえても縁起に語られる長保五年頃が妥当であり、その頃の造像とみるのが定説化しているといえる。<sup>(4)</sup>しかし、その造像背景については諸説あり、必ずしも統一的な見解を見るに至っておらず、その実際については不明である。

そうした中で、私は平成二十七年（二〇一五）八月に刊行され、美濃の仏像を特輯した『国華』第一四三八号で、延算寺の薬師如来立像（以下、延算寺像とする。図2、4、6、8、10）の解説を担当した際に、延算寺像が因幡堂像と同様に因幡国から飛来したという伝承をもつこと、その造法や作風、大きさが共通するところから、両像にはその祖形となった共通する古像が存在した可能性を指摘した。さらに、因幡堂縁起に登場する橘行平と因幡国の在地豪族である伊福部氏との密接な関係を推定し、美濃国の延算寺周辺地域にも伊福部氏が分布していたことから、両像の造立に伊福部氏が強く関わっていた可能性を推定するに至った。特に、因幡堂像の造像背景については、伊福部氏の関りを重視すべきではないかと考えているが、『国華』の解説では、紙数も限られており、解説の対象が延算寺像であったこともあり、その点について十分に考察を行ったとは言い難い。

本稿では、特に因幡堂像に焦点を当て、伊福部氏との関係を再考し、その造像背景について考察を及ぼしてみたい。

## 一・因幡堂縁起について

考察の前提として、その基本となる因幡堂縁起について概要を述べておきたい。

『中右記』承徳元年（一〇九七）正月二十一日条(6)によると、因幡堂の存在が確認でき、その頃「小靈験所」として信仰を集めていたことが確認できる。

『阿婆縛抄諸寺略記』(7)によると、当初は記載された縁起はなく、その由緒が相伝されていたようである。同書に記された内容は、「昔、橘好古大納言の孫因幡守行平が、神拝のために下向した際に病気になった。夢の中で、東海に浮木があるのでこれを立てよというお告げがあったので、海辺に出てみると海上に浮く物があり、これが薬師如来等身像であった。それを立てると病が平癒した。行平は家の一角を仏堂となしてこれを安置した。多くの人が参詣して、所願を果たし、その靈験は世に広くゆきわたった。今の因幡堂がこれである」という、簡単なものであった。

縁起としてまとまった形態を示すのが、東京国立博物館所蔵『因幡堂薬師縁起絵巻』（以下、東博本と表記）である。東博本は現状一巻本で絵と詞書からなり、鎌倉時代末の制作と考えられている。しかし、首部を欠き、天地に大きな焼痕を残すなど、損傷が著しい。詞書が縁起文になるが、その内容を十分に把握できない状態である。

東寺観智院所蔵の『因幡堂縁起』（以下、観智院本と表記）は本来絵巻物として制作されたものの詞書のみを記載したものである。上下二巻からなり、上巻は行平に関する物語、下巻は因幡薬師をめぐる十二の利生記から

なっており、東博本とは別系統の縁起であると考えられている。応永三十二年（一四二五）の具注暦の紙背を利用しており、奥書から同三十三年正月十一日に権大僧都宗源によって平等寺（因幡堂）の執行の本を以て書したことが知られる。利生記は永暦二年（一一六一）から永仁元年（一二九三）に至る話が記されており、永仁元年は観智院本の原本が成立した上限を示すと考えられる。<sup>(8)</sup>

観智院本の上巻が内容的に東博本に相当するが、観智院本は東博本の内容を増幅させた様相を示し、縁起としては東博本よりもさらに発展させた形態がうかがえる。まずは、東博本の縁起の内容を観智院本で補いながら概要を記しておきたい。

（第一段）東博本は縁起の前の部分が欠失して途中から始まり、断片的に残る詞書から、行平が家子、郎等を引き連れて因幡国に下向すること、頃は三月半ばであることがわかる。絵はその様子が描かれ、行平は牛車に乗っている。（図11～16）

（第二段）因幡国一宮に到着し、奉幣の儀式を行う。絵は一宮に参拝する行平の姿が描かれる。（図16～18）

（第三段）御神宝を奉り、帰洛の途につくが、計らずも、旅宿で病を得てしまう。行平は心細く、病氣平癒を願い、ここに靈仏はいるかないか念じてまどろんでいると、夢告があり、病悩を除こうと思うのならば、賀留津に浮き木がある。多年を経ているが、衆生化度のために仏生国より来現したものであり、これを引き揚げて祈誓せよという。行平は、夢の中で、病氣が平癒したら、都に迎えて安置する旨、立願すると、たちまち夜のうちに病氣が平癒し、心中喜ぶこと限りがなかった。絵は、旅宿で病に伏せる行平とその脇に付き添う僧侶が描かれる。（図19・20）

（第四段）夜が明けて、賀留津に行き、漁夫に浮き木があるか尋ねると、時々光を放ち、この七日間は光明が

輝いているという。行平が漁夫たちに引上げさせると、金色の波が立ち、磯の近くまで来ると、等身の薬師如来像で、胸に満字（万字）があった。行平は悦び迎えて、味野河の端に桑の木に大豆をかけた木のもとに飯堂を建てた。この時、薬師如来は行平と宿執の因縁がある旨を語った。絵は賀留津の浜辺に立つ行平と網で薬師如来を引き揚げる漁夫たちを描く。（図21～24）

（第五段） 帰洛後、行平は立願したように、薬師如来像を自宅に安置しようという思いはあったが、公私ともに忙しく、空しく年月が過ぎていた。長保五年（一〇〇三）四月、薬師如来像は空を飛び、行平の家に来て、門をたたいた。その音に兵士（門番）は門を開けずに尋ねると、薬師如来は「因幡国にいる僧が来たと伝えよ」と言った。その旨を行平に伝えると、行平は驚いて浄衣を着て門を開けると、因幡国で海から引き揚げた薬師如来であった。行平は自ら中に入れ、中門にしばらく安置した。その夜、虚空に声があつて洛中に向けて「高辻烏丸に仏生国の薬師如来が来化された。拝見すべし」と告げた。ありとあらゆる人々が行平の家に群集した。絵は行平の家に飛来する薬師如来、浄衣を着て迎える行平、それを安置する行平の姿を描く。絵には断絶があり、別に向拝の付いた建物が描かれる。（図24～28）

（第六段） その後、行平は高辻烏丸の家に居住していたが、この仏像は、宣風坊の南半を経て、行平の家の築地の上に飛来した。行平はこの家を寺院として、別の場所に引越した。絵は行平の家の築地に飛来した薬師如来を描く。（図29・30）

（第七段） 年齢が長じ、行平は因幡国との縁が深く、寛弘二年（一〇〇五）正月に国守に任じられ、再び因幡国に行くことになった。これは如来の利生で朝恩の至りである。目出たいことは、如来出現の海辺を再び拝見できること、自分自身の栄花など、数えきれないほどである。絵は、因幡国に向けて山中を行く行平一行を描く。

行平は網代輿に乗る。(図31・32)

(第八段) その後、寺院は阿弥陀堂、鎮守等、薨を並べ、荘厳した。鎮守権現とは因幡国一宮八幡大菩薩であり、御影向があった。本堂については別の寺号があるが、因幡国より仏像が出現したことによって、因幡堂という。

本堂、阿弥陀堂、鎮守、拝殿、二階鐘楼、僧房、三大門、温室等が建立された。公家武家の祈禱所で、三国相伝の本尊があり、誠に尊いことである。絵は諸堂が立ち並んだ様子と参詣者を描く。(図32～34)

以上が、東博本の内容である。東博本は縁起の途中から始まるが、その欠失した箇所は、観智院本から類推することができる。観智院本の冒頭には以下のような内容が語られている。

天竺舍衛国の祇園精舎は釈迦在世中に建立された千七百十五間の堂舎で、比類なき霊場であるが、その後、火災や破壊で荒廢するたびに再建された歴史が詳しく記されている。祇園精舎四十九院内の東北療病院の本尊は、等身薬師如来梅檀像で、釈迦の御自作であったが、伽藍が破壊された時に、東方に飛び、所在が知れなかった。その後、村上天皇の時代の天徳三年(九五九)に大納言家橘好古の孫の少将行平が神拝のために因幡国一宮に参向したことが記されている。

観智院本の冒頭部分は、祇園精舎の興廢の歴史が長大で、因幡国一宮の祭神である武内宿禰の話が加わるなど、文脈が辿りにくい箇所もあるが、因幡堂像のインド伝来の由緒と、同像と行平が出会う契機となった行平の因幡国一宮参拝に至る状況を語ろうとしたものと思われる。

東博本の第三段や第五段には因幡堂像が仏生国から来現した旨が記されていることからすると、東博本にも観智院本の冒頭部分に相当する内容の物語があったと考えてよいと思われる。

東博本と観智院本の内容の相違点についてはすでに中野玄三氏<sup>(9)</sup>によって考察されているが、その概要を記すと

以下のようになる。

① 観智院本では、行平の病が海中から薬師像を引き揚げた後に平癒したと物語っているのに対して、東博本では夢告の段階で平癒し、その後に薬師像を引き揚げたことになっている。

② 観智院本では、行平が賀留津に行き、九十有余の老男安大夫から、浦の由来を詳しく聞く話が語られているが、東博本にはない。

③ 観智院本では、行平が海中の薬師像を網で磯に引き揚げたこと、大豆をかけた桑の木の下に堂を建てそこに薬師を安置し、その堂を大豆桑寺（まめくわでら）と呼び、これを薬師寺と号して十二町の田地を寄せ、末子一人を止めて開発領主と定めたと記す。東博本は薬師像を引き揚げたことと、大豆をかけた桑の木のもとに飯堂を建てて薬師を安置したことを述べるのみである。

④ 観智院本では、薬師像が因幡国から飛来する場面で、まず行平の夢想到薬師が現れ、ついで薬師が門を叩く音が聞こえたといひ、行平が手ずから薬師を室内に案内したところ、薬師はみずから中門に出たと記す。東博本では事前の夢想がなく、行平が手ずから中門に安置したことになる。

⑤ 観智院本では、行平が二条京極にあった祖父好古大納言家の持仏堂に薬師を移した物語を収めるのに、東博本にはない。東博本では第十二紙と第十三紙の絵がつかない（図27・28）ので、何枚かの欠失があることを物語る。第十三紙に描かれた建物は二条京極の持仏堂とも考えられる。

⑥ 観智院本では、薬師が二条京極邸から行平邸に飛び返ってきたことを述べた後に、行平の夢に薬師があらわれ「此所ハ東方浄瑠璃浄土ノ西門、西方極楽浄土ノ東門ナルニヨテ、是ニテ衆生カ利益アルヘシ」と告げたので、行平は随喜して自邸を仏閣として阿弥陀堂等の諸堂を造営し、行平の子息一人を法師（光朝禪師）にして寺務と

して、その他さるべき家々の子孫達を法師にしたという。この箇所は東博本にはない。

⑦観智院本では、京都に飛来したのは薬師如来像のみであったので、現地に残された台座と光背も京都に迎えようとしたが、現地の人々に拒絶された。その後、飯堂として建てられた薬師寺を山の上に引き上げて御堂を建立して座光寺と名づけた。この台座と光背にあわせて本仏のように新たに如来像を造立して安置したところ、この仏像は釈迦御自作の像の台座に立つことを遠慮したという話を載せる。この話は東博本にはない。

⑧観智院本では、寛弘元年（一〇〇四）秋の頃、行平が因幡国司に補任されたことを記して巻上を締めくくり、巻下の利生記に繋げている。東博本では、行平の国司補任を寛弘二年正月のこととし、その後の因幡堂の発展を述べるが、平等寺の寺号は明らかにしない。観智院本では巻下第一段で承安元年（一一七一）四月八日に勅額を下されて平等寺と号するようになったと記している。

中野氏は、東博本は観智院本よりも古体を保つこと、東博本の詞が簡潔で要を得ているのは、古い縁起絵巻が主に絵のみの展開によって、物語の推移を理解させようとする態度に通じ、それに対して観智院本は饒舌であり、社寺縁起絵の成熟段階を示すこと、観智院本では東博本が全く言及しなかった人の素性や寺名を明らかにして、縁起の筋道をまことしやかに叙述してあるが、これは成熟期の社寺縁起絵の特色であること、東博本は全巻を通じて因幡堂で一貫し、平等寺の寺号を用いておらず、この本の原型の成立が平安時代に遡ることを推定させることを指摘している。<sup>(10)</sup> 本稿ではこの見解に従い、東博本の内容が因幡堂縁起成立段階の原型により近いものとみて、本稿で因幡堂縁起という場合は東博本に観智院本の冒頭部分の内容を加えたものを示すことにしたい。



## 二・因幡堂像と延算寺像

ここではまず、『国華』第一四三八号の拙稿の内容に従って、因幡堂像と延算寺像との関係についてあらためて述べておきたい。<sup>(11)</sup>

延算寺は、岐阜市の北東部の岩井と呼ばれる地に所在する真言宗の古刹で、延算寺像は同寺本坊の本尊として伝来した。本像の由来については、高野山・不動院所蔵の『濃州山県郡岩井山延算寺縁起』<sup>(12)</sup>に、以下のように記されている。

延暦二十四年（八〇五）に伝教大師が唐より帰朝し、西国から上洛の途中で、因幡国岩井郡岩井山の麓にある温泉に留まり、一木をもって薬師の尊像二体を彫刻し、一体をその地に留め、一体を護持して上洛し、比叡山の本尊とした。因幡国にあった尊像はやがて東を指して飛び去り、当地に至った。その頃、当地で草庵を結んで修行に励んでいた比丘はこの像をすぐに勧請するところがないため、信者が持つてきた新しい盥の上に安置した。そうしたことからこの像は「盥の尊像」と呼ばれたが、やがて比丘は信者とともに一堂を建立して安置した。その後、弘法大師が来山してこの尊像を拝し、山上の岩井に臨んで五智の梵字を書いて巖水を加持したところ、その字が水中に見顯し、比丘はこれによって密法を受け、草庵を延算寺と号した。弘法大師は数日の間、法要を行い、密教興隆を祈り、貴賤が群集して皆靈験を受けたという。

ここで注目されるのが、延算寺像は因幡堂像と同様にもとは因幡国にあり、それが飛来して現在の地に移動したということである。鳥取市の北東側に位置する岩美郡岩見町岩井には、実際に岩井温泉があり、その近くに岩

井庵寺という七世紀末から平安時代初頭にかけての寺院跡が存在する。延算寺像はここに安置されていたと考えられており、<sup>(13)</sup>『延算寺縁起』には何らかの史実が反映されていると考えられる。さらに、両像において興味深いのが、造形的にも一脈通じあう要素がある点である。(図1〜10) 例えば、伏し目がちに表わされたきりつとした表情、腹部下方でY字形を描き、大腿部周辺で大きくU字状をなす衣文表現、左手から衲衣を長い袖状に垂下させる着衣の表現、胸部を薄めに腹部を丸く前方に出す側面観など共通し、像高も両像ともに一五三センチで同じである。また、頭体を通じて一木で造られ、内刳りも施されておらず、衣文の一部に翻波をまじえて彫出するなど、その造法も共通する。ただし、延算寺像では衲衣を偏袒右肩にまとい、右肩を露出した着衣形式を示すのに対して、因幡堂像では右肩は露出せず內衣をつけている点、異なっている。また、延算寺像是因幡堂像と比較して、体部に量感があり、顔立ちも唇を厚めに表わすなど、全体に古様である。さらに延算寺像は表面が素木の状態であるが、因幡堂像は漆箔仕上げである。

こうした相違点に着目した場合に興味深いのは、因幡堂縁起に登場する像は、もともと天竺の祇園精舎で釈迦御自作の梅檀像と記されていることである。その伝承を造形的に継承しているのはむしろ延算寺像といえ、衲衣を偏袒右肩にまとい、右肩を露出している点はインド風が顕著であり、天竺の祇園精舎で釈迦自ら造立したという伝承に対応する。さらに延算寺像はカヤ材を使用しており、素地仕上げになっている点はジャクダンの代用材としてのカヤによる檀像として造られたともいえる、<sup>(14)</sup>梅檀像という伝承とも合致する。つまり、因幡堂縁起に登場する像としては、因幡堂像よりもむしろ延算寺像の方がよりふさわしいといえるのである。

このように見てくると、両像には何らかの共通する造像背景があったことが想定されてくる。こうした観点からまず注目されるのが、因幡堂像と密接な関係をもつ橋行平の動向である。<sup>(15)</sup>行平は、寛弘二年(一〇〇五)に因

幡国に国司として着任するが、前任者である藤原惟憲の不正を暴き、同四年には因幡介の因幡千兼を殺害する事件を起こしており、因幡国に着任後、行平は在地の豪族である因幡氏と対立関係にあったと推定される。こうした状況を踏まえて注目されるのが、因幡国の地方豪族として因幡氏と拮抗する勢力を有していた伊福部氏<sup>(19)</sup>の存在である。浜崎洋三氏は、因幡氏と関連すると考えられる天穂日命神、伊福部氏と関連する宇部神が九世紀半ばには共に正三位の神階を受けて競合関係にあったが、因幡氏滅亡後、十一世紀末には宇部神が因幡国一宮の地位につき、宇部神の社司の伊福部氏が介を称するようになってくることから、これは伊福部氏が因幡国衙における在庁官人の第一の地位についていたことを示すとし、因幡千兼殺害の背景には、行平と伊福部氏の提携があったことも推定できると指摘している<sup>(16)</sup>。この見解に従うと、縁起において因幡国一宮が重要な要素になってくることから、因幡堂とその本尊の造立には伊福部氏が重要な役割を果たしていた可能性が推定できる。

この伊福部氏は延算寺の所在する美濃国にも多く分布していたことが知られ、特にその本拠地は山県郡三井田里あたりと考えられている<sup>(17)</sup>。この三井田里は現在の岐阜市三田洞から山県市高富付近とされるが、延算寺が位置する岩井からは、直線距離にすると、三田洞までは約二・五キロメートル、高富までは約三・五キロメートルであり、位置的にはかなり近いといえる。九世紀に定額寺となった地方寺院には地方豪族によって建立された寺院が多いという指摘に従うと、延算寺は伊福部氏によって創建された可能性が高いように思われる<sup>(20)</sup>。このように見ると、両像の造像背景として伊福部氏の存在が浮上してくるといえるのである。

以上が、『国華』で述べた両像に関する私の見解である。本稿では特に、因幡堂像と伊福部氏との関わりに着目していくが、次に浜崎氏の指摘に注目し、橋行平の動向を通して、伊福部氏との接点をあらためて探っていきたい。

### 三、橋行平の動向

ここでは、まず史料から辿れる橋行平の動向を確認しておきたい。

『尊卑文脈』<sup>(21)</sup>によると、行平の祖父は大納言正三位の橋好古、父は駿河守正五位下の敏政、兄に陸奥守従四位上の則光と陸奥守正四位下の則隆がいた。子に行頼と女子（名前不明）がいたが、女子は兄則光との間に子があり、光朝という法師であったことが知られる。祖父好古は公卿であったが、父や兄弟は受領層であった。また、兄則光や子の行頼と女子は歌人であり、則光は清少納言の夫であったことでも知られる。<sup>(22)</sup>

因幡堂縁起では、行平は寛弘二年（一〇〇五）に因幡国の国司に任ぜられたというが、これは同年正月二十五日から二十七日の除目の会議においてであったと考えられる。<sup>(23)</sup>『御堂関白記』同年二月二十九日条によると、行平は前任の駿河国、常陸国等での治国が評価され四位に叙せられたことが知られる。

行平が因幡国に着任した様子を語る具体的な記録は残っていないが、『権記』同年四月十四日条によると「因幡守行平」等が提出した国内事情に関する書類について審議が行われており、この頃には国務に従事していたことが知られる。この時提出された書類の内容と審議結果は「条事定文写」（『平安遺文』四三九）として記録に残されている。<sup>(26)</sup>これは、国内の諸問題について書き上げて中央に送り、裁可を仰ぐものであるが、行平は、①在任中、神寺・院宮家の封戸に充てる調絹は正別錢五百文、庸綿は屯別三十文に代えて進済すること、②国全体に一年間、調庸雑物を免除することを申請している。審議の結果、①は、調絹は五百文を六百元に変更した上で許可するが、庸綿については先例がないので許可しない、②については前任者の藤原惟憲の在任中に国力は回復して

いるので認めないというものであった。

『御堂関白記』同年十二月二十九日条<sup>(27)</sup>によると、因幡国の前任国司である藤原惟憲と後任国司である行平との間で、解由状を発給するか否かでトラブルがあったことが知られる。解由状は職務の引継ぎが完了したことを証明する文書で、後任者が前任者に対して発給するが、行平はこれを拒否した。道長は前任者惟憲の言い分に道理を認め、その結果、行平は解由状を発給した。その原因は不動穀（非常時のために備蓄された穀物）が不足していたから<sup>(28)</sup>のようで、台帳を確認後、実物があったということのようである。

同記翌寛弘三年正月六日条によると、行平と惟憲との間で問題になった不動穀は八千石であったが、行平の申文には多く相違があるので、藤原広業を呼んで事情を調べさせたという。その結果については記事がないが、同月二十八日の除目で、惟憲は甲斐守に任じられているので、惟憲に特に過失はないと判断されたと考えられる。

『権記』寛弘四年（一〇〇七）七月二十三日条によると、因幡国の官人や百姓等が上京し、愁訴する事件が起きる。さらに、同記同年十月二十九日条<sup>(31)</sup>には、行平が因幡国の介（次官）の千兼という者を殺害したことが知られる。行平はそれまでに一度は呼ばれて事情聴取に応じたが、真相が不明のため、度々召喚したが来なかったという。その件に関して議論されたが、諸卿は法家（法律に関する学問を専門とする官人）に勘申（先例などを調べて報告すること）させることにしたという。『日本紀略』の同日条<sup>(32)</sup>によると、行平が「介因幡千里」を殺害した件について群議されたことが記されており、千兼と因幡千里は同一人であることがわかる。『今昔物語集』第十七卷第二十五の説話にはやはり同一人とみられる人物が登場し、その名を「千包（ちかね）」と表記しているため、因幡千兼とするのが妥当と考えられ、本稿では以後千兼と表記していく。

『御堂関白記』、『権記』同年十二月二十五日条<sup>(34)</sup>によると、行平の件に関して、法家から報告書が出され、諸卿

はその報告書に従って、天皇の判断を仰ぐことにしたという。

その後、行平の処罰がどのようになされたか不明であるが、『公卿補任』寛弘五年（一〇〇八）の菅原輔正の項によると、その前年に輔正が参議を辞任するに当たり、その息子の為理が因幡守に任じられるよう申請している<sup>(35)</sup>ので、この時点で、行平は因幡守を解任されたと考えられている。

以上が、記録から辿れる、行平の動向である。行平に関する歴史的な事実<sup>(35)</sup>は、寛弘二年に因幡国司に任じられたこと、着任直後に前任者である藤原惟憲との間でその引継ぎの過程で不動穀八千石をめぐるトラブルがあったこと、そして在任中に介の因幡千兼を殺害したことである。

このような、行平をめぐる一連の出来事に関して興味深い分析を行ったのが、村井康彦氏である。以下、その見解<sup>(36)</sup>について見ておきたい。

村井氏はまず、殺された因幡千兼は因幡氏という国名を負う旧族の出であり、天慶三年（九四〇）九月作成の「東大寺領因幡国高草郡高庭庄坪付帳」（『平安遺文』二五一号）の署名<sup>(37)</sup>から、先祖には十世紀半ば高草郡の擬大領になるものがあつたことが知られ、因幡氏は郡司としては伊福部氏とならぶ存在であり、遅くとも十一世紀初めの千兼までの間に国司二等官（介）として国庁官人になったとする。

その一方で伊福部氏は国庁のすぐ北に所在する宇倍宮の社司氏族として、国庁での祭祀に密接に関わつたとみられ、氏神社が国庁の祭祀に関わり公的な機能を果たしたという点では、伊福部氏に勝るものはいなかったとし、伊福部氏は神官をかねる国庁官人となり、国庁機能の重要な部分を担うようになった。因幡国における郡司氏族の国庁官人化は、この伊福部氏を中心に展開し、それと拮抗したのが因幡氏とみる。そして、国庁官人の任用に当っては国守（受領）の意向によつたため、国守の関係をめぐって在地氏族間の競い合いがどの国でも生じてい

る事を指摘し、因幡千兼の殺害事件も、そうした在地の政治構造が背景にあったと推測する。

以上のような状況を想定したうえで、村井氏は、行平の前任者である藤原惟憲と結託していたのが因幡千兼であったとする。そして、行平と惟憲との引継ぎの過程で起こった不動穀八千石をめぐるトラブルも、惟憲が任期終了に際し不動穀を持ち出し、それが行平の調査で発覚したため、もとに戻したということが真相で、それに介在していたのが千兼であったとみる。それを契機にして、国守行平と次官の千兼との関係が悪化し、行平の国務遂行に支障を来すことがあり、ついに殺害事件に及んだと解釈する。

さらに村井氏は本件に対し、とくに公卿らが法家に処置を検討させ、その報告に基づいて勅定を仰ぐなど関わることを避けているのは不審とする。その背景として村井氏は惟憲が道長家の家司として知られる人物であり、道長はその不正を知りながら、逆に惟憲を終始かばっている形跡があることを指摘する。惟憲は、後に大宰大貳になり、任期が終了した際に、西海道のあらゆる物を収奪して、莫大な財宝をもって帰京したことが知られ、因幡国においても同様なことが行われていたことは十分に推定される。行平による惟憲の不正の指摘も道長によってもみ消された可能性は高いといえるとする。こうした点を踏まえて、村井氏は殺害された千兼が惟憲と結びついていた人物であるということは、不動穀の一件で公卿らの知るところであり、殺人事件の糾明は惟憲の旧悪の暴露に繋がり、さらに矛先がその背後にいる道長に向かうことになる。殺人事件を起こした行平の尋問が必ずしも厳しいものではなかったことは、それを追及することによって道長の立場を悪くする状況を避けるためであった可能性は高いと考えられるとする。

以上の村井氏の考察は、断片的な記録しか残らない中で、事件の背景に潜む状況を洞察したもので、極めて説得力を持つように思える。

なお、浜崎氏も、前記したように行平をめぐる一連の事件に分析を加えているが、<sup>(39)</sup>浜崎氏の考察で特に注目されるのが、因幡千兼殺害後、因幡氏の名が史料上ほとんど見られなくなり、むしろ伊福部氏の動きが活発化してくることに着目し、千兼殺害事件の背景には、行平と伊福部氏の提携があった可能性を指摘していることである。こうした指摘に従うと、千兼殺害事件の背景には、因幡国司の前任者である藤原惟憲とそれと結びついた因幡氏、後任である橋行平とそれと結びついた伊福部氏の二重の対立構造が浮かび上がってくるように思われる。

このような観点に立って、次に因幡国における因幡氏と伊福部氏の関係について概観しておきたい。

#### 四．因幡氏と伊福部氏

因幡国における両氏の関係においてまず取り上げたいのが、鳥取県鳥取市（もと岩美郡）国府町宮下で出土し、現在東京国立博物館に所蔵される伊福吉部徳足比売骨壺（重要文化財）の蓋に記された銘文である。<sup>(40)</sup>伊福吉部は伊福部と同じであるが、これによると、因幡国法美郡の伊福吉部徳足比売臣は文武天皇の御世である景雲四年（七〇七）二月二十五日に従七位下を賜り仕えたが、和銅元年（七〇八）七月一日に亡くなった。同三年十月に火葬して殯したことが知られる。つまり、当時、伊福部氏は因幡国法美郡の郡司であり、その子女である徳足比売を采女として、文武天皇の後宮に貢上したことがうかがえる。浜崎氏はこうした状況を通して、「伊福部氏は、これによって朝廷との結びつきを強め、因幡国での支配力を大いに増進することを期待していたものと思われる」<sup>(41)</sup>と述べている。



これに対して、因幡氏からも采女が貢進されている。『続日本紀』宝龜二年（七七二）二月九日条によると、因幡国高草采女從五位下国造淨成女等七人に姓を因幡国造と賜うとあり、浜崎氏は「国造淨成女を采女として朝廷へ貢進した高草郡の国造一族が因幡氏を称するようになり、ここに因幡氏が成立した」と指摘する。『日本後紀』延暦十五年（七九六）十月十五日条の淨成女の卒伝によると、淨成女は正四位上まで昇進しており、桓武天皇に寵愛されていたことが知られる。時代は異なるものの、伊福部氏出身の采女である徳足比売が從七位下であり、後宮に入ってほどなく亡くなっていることを踏まえると、因幡氏出身の淨成女はかなりの出世をしていたことが知られる。それは当然、因幡国内における因幡氏の政治力にも反映したともいえるであろう。

伊福部氏には『因幡国伊福部臣古志』という伊福部氏の歴史を記した系譜が存在する。これは、延暦三年（七八四）に伊福部臣富成によって撰述されたものであるが、その撰述意図として、佐伯有清氏は伊福部氏のような地方の郡領クラスの氏族にとって、宝龜から延暦にかけて郡内における新興の土豪層の進出が顕著となり、安閑としていられない事態が生じた状況をあげている。これに対して、浜崎氏は「伊福部氏にとって最も脅威であったのは、宝龜・延暦年間を中心に、采女淨成女の権威を背景にして著しく因幡国全体に勢威を拡張しはじめた高草郡の国造氏↓因幡氏であった」としている。

先にも引用したが、天慶三年（九四〇）九月二日に作成された「東大寺因幡国高庭庄坪付」は奈良時代に東大寺領墾田として因幡国高草郡に設定された高庭庄の田八町一反三百三步について検田した結果を東大寺に報告した文書であるが、その末尾に列記された連署の中に、「郡老伊福部豊純（張）」「擬大領伊福部正覚」「擬大領因幡の名が確認できる。」「郡老」について、浜崎氏は「郡司の長老をさすものであろう」としているが、「擬大領」は郡司の長官（大領）に準ずる擬任郡司と呼ばれる役職である。高草郡は因幡氏が勢力基盤を有していたと考えら

れるが、郡司の役職においては伊福部氏の方が優勢であるとも見られ、留意される。<sup>(49)</sup>

浜崎氏によると、「在地支配者層は、その氏神をまつる神社に神階を受けることにより、すなわち、神社が国家的権威づけされることによって、民衆支配のための権威を獲得した」という。<sup>(50)</sup> こうした観点から注目されるのが、伊福部氏と関連する宇倍神が嘉祥元年（八四八）七月二十七日に無位から従五位下を授与されて以降、進階を重ね、元慶二年（八七八）十一月十三日には正三位が授与されていることである。<sup>(52)</sup> これに対して因幡氏と関連する天穂日命神は貞観九年（八六七）五月二十一日にはすでに正三位で官社に列されたことが知られる。<sup>(53)</sup> この時点で、宇倍神の神階は従四位下であったので、伊福部氏が因幡氏の天穂日命神に対して急速な巻き返しを図っていたことがうかがえる。

以上、断片的な史料からではあるが、八世紀から十世紀にかけて、伊福部氏と因幡氏が因幡国の在地勢力として拮抗していた様相が浮かび上がってくるといえよう。こうした在地勢力における拮抗関係が、着任した国司との間で、様々な利害関係を生んでいたことは十分に想像できるように思われる。

## 五. 因幡堂像の造像背景をめぐって

以上の点を踏まえて、因幡堂像の造像背景について考えてみたいが、まずこれまでの諸説について整理しておきたい。ただし、当該の問題に触れた研究は少なく、管見に入ったものを発表年順に整理すると以下の通りである。

- ① 昭和三十四年（一九五九） 宮地崇邦氏「因幡堂縁起の成立」<sup>(54)</sup>

- ② 昭和四十七年（一九七二） 浜崎洋三氏「律令体制の崩壊」<sup>(55)</sup>
- ③ 昭和五十五年（一九八〇） 上田設夫氏「観智院本『因幡堂縁起』の由来」<sup>(56)</sup>
- ④ 昭和五十八年（一九八三） 中野玄三氏「因幡堂縁起と因幡薬師」<sup>(57)</sup>
- ⑤ 平成十二年（二〇〇〇） 村井康彦氏「因幡殺人事件——橘行平はなにをしたのか」<sup>(58)</sup>

各諸説の概要をみていくと、まず①宮地氏は、因幡堂が何度火災にあつても再建されたことから、背後には有力な信者、または相当多くの帰依者をもっていたと推定する。橘氏一門および多くの帰依者によつてすぐに再建できたと想定した場合、縁起が示すように行平邸の寺院化（因幡堂が一種の持仏堂でその寺院化）でなければならぬが、その場合、なぜ「因幡」という国名が冠せられたのか疑問が起きるとする。国名のつく持仏堂の存在が他に見えないことから、因幡堂建立の背景には縁起とは別な理由が想定されるとし、『中右記』天永三年（一一二二）七月四日条<sup>(59)</sup>に着目する。そこには、藤原顕輔の言として、因幡国より伏苓という薬が出来たことが記されており、これによつて因幡国が薬の産地であつたことが知られるとし、その生産者が薬師仏を信仰し、薬のすぐれた効能が薬師仏の霊力のためであるという形に変わり、やがてその信仰がなんらかの事情で京都に移り、そこに薬師仏を本尊とする因幡堂への信仰が起こつたと想定する。そしてその背後に、薬で直接病気を治療していた因幡を背景とする一団をもっていた可能性を指摘する。それは上代からおかれていた因幡の医師のような団体があつて、その根拠地の堂に「因幡」という国名がつけられたといつて間違ひなからうとする。

②浜崎氏は、前記したように、因幡氏滅亡後、伊福部氏が因幡国衙における在庁官人の第一の地位についたことに着目し、千兼殺害事件の背景に、行平と伊福部氏の連携があつたことを推定することもできるとする。さらに、延喜五年（九〇五）の「東大寺因幡国高庭庄券」に薬師寺の田が存在したことが記されてお<sup>(60)</sup>り、この薬師寺

が高草郡衙所在地と推定される地域の近くにあり、同郡の郡司層豪族である因幡氏と関係のあった寺院と推定する。そして、その薬師寺の本尊が因幡堂像であり、因幡氏の滅亡によって京都に持ち去られたとする。

③上田氏は、『吉岡温泉由来記』<sup>(61)</sup>や『座光寺縁起』<sup>(62)</sup>などに語られている当地の伝説を重視し、因幡堂像は本来高草郡葛蒲村にあり、同郡の氏族が信奉していた仏像で、これを行平が因幡守を離任する時、郷民の意思を無視して京へ携行したものと判断してよいとする。

④中野氏は因幡堂像と類似する作風をもつ京都・真如堂の阿弥陀如来像との比較検討から、因幡堂像は縁起に語られる長保五年（一〇〇三）の制作で、当時の中央作そのものの作風を示していること、因幡堂像の背面には大きな節が三つもあり、彫刻に不適当な材を使用しており、因幡堂縁起に語られる賀留津に漂着したのは霊木そのものであったことを指摘する。そして、行平が因幡国の豪族である因幡千兼を滅ぼし、その勝利の証として行平が祀っていた同像を京に持ち帰ったとする②浜崎氏の説は本像が中央作であることから成立しがたいとし、①宮地氏の説についても一抹の疑問があるとする。その上で、寛和二年（九八六）の奄然による梅檀釈迦如来の請来を重視し、縁起偽作の風潮が広がる中で、受領階級に属する橘行平が、三国伝来梅檀釈迦瑞像の例にならない、賀留津で霊験をあらわした霊木を京に持ち帰って、都の名だたる仏師康尚一門の誰かにひそかに制作させたのが因幡堂像であったと考えられるとし、行平はかつて蒙った霊験に報謝するとともに、将来因幡守の地位を獲得する布石とし、かつ、国司就任後の因幡国の支配をも容易にしようとして因幡堂像の造立を企図したとする。

⑤村井氏は④中野氏の説を重視しつつも、因幡千兼殺害の経緯をめぐる詳細な分析を通して行平がこの事件を引き起こした段階で、薬師仏の霊験譚が成立する条件は全くなかったはずであると指摘する。その上で、因幡堂像は「寛弘四年（一〇〇七）十二月、法家勘文に基づく勅裁によって処断（罷免）された行平が、理由はなんで

あれ、みずからが関わって死に至らしめた介因幡千兼の霊を慰撫するため、すべてが終わったあと、鎮魂供養のために造像し、自邸に安置した薬師仏ではなかったのか」と指摘する。そして因幡堂の「因幡」は、本来は殺された因幡介因幡千兼の名であったとみる。子孫としては殺害した千兼鎮魂の仏たることを標榜するわけにはいかなので、そこから薬師仏の奇瑞が語られるようになり行平説話が形成されたとする。

以上の諸説と歴史的な事実とを踏まえ、因幡堂像の造像背景について以下に私見を述べていきたい。まず、因幡堂縁起と歴史的な事実とを勘案して最も疑問を感じるのは、行平が殺人事件を起こした人物であるにもかかわらず、その人物が関係した仏像が多くの信仰を集めていくことである。『中右記』承徳元年（一〇九七）正月二十一日条<sup>(63)</sup>によると、因幡堂が火災に遭って堂は焼失するが、仏像は取り出されたことがわかる。その記事で、同堂は「小靈験所」と記されており、すでに信仰を集めていたことが知られる。行平が千兼を殺害した寛弘四年（一〇〇七）から九十年の年月が経っているとはいえ、その事件の記憶は完全に払拭されていたとは言い難いように思われる。承徳元年にはすでに小靈験所として信仰を集めていたと考えられるので、靈験所としての成立はさらに遡ることを踏えるとその感を深くする。

そうした状況を考慮すると、当時の人々が行平に対して必ずしも悪いイメージを抱いていなかった可能性がある。つまり、殺人事件を引き起こしたとはいえ、それに対して何らかの正当性が認められていたことを示すのではないかと思われる。本件に対する諸卿の対応が緩慢で、行平は因幡国司を退任させられた以外に厳しい処罰を受けた形跡が見られないことも重要であろう。本件に関しては、⑤村井氏が詳細な分析を行った通り、不正を行っていた前任国司である藤原惟憲と結託した千兼に対して、行平がある制裁を行ったということが真相のように思われる。惟憲が藤原道長の家司であったこともあり、その不正に対して正当な制裁を加えることができないとい

う状況も多くの人々の認知するところであつたのではなからうか。

千兼殺害事件を通して、結果的に最も利益を得たのは、その後の因幡国の在庁官人の中心となり、その氏神が同国の一宮となつた伊福部氏であることは明らかであろう。②浜崎氏が指摘するように、本件に関して、行平と伊福部氏が連携関係にあつた可能性は高いと思われる。こうした観点に立つと、因幡堂像と延算寺像との作風や造法の共通性から、因幡堂像の造立にも延算寺像と同様に伊福部氏が大きく関わつていたと考えられる。

その場合、重要な論点となるのが、因幡堂像の造立が行平の因幡国司赴任以前か以後かということである。因幡堂縁起によると国司赴任以前のこととなり、④中野氏は同縁起に従つて立論し、因幡堂像の造立後、その靈験により因幡国に国司として着任したとする。それに対して⑤村井氏は、行平が千兼殺害事件を引き起こした時点で、因幡堂の靈験譚が成立する条件は全くなかつたとする。確かに、同像の靈験により国司になり得ても、在任中に理由はどうあれ殺人事件を引き起こしてしまつたわけであるから、行平にとつてはある意味で災難を被つたことになり、むしろ結果的に災厄を引き起こした仏像になつてしまうように思われる。ただし、仏像の靈験性は造立後に付加されていくこともあり得るので、造像と靈験性は切り離して考えるべきかと思われ、現状では判断が難しいといえる。

もう一つの論点として、因幡堂建立の主体が行平かどうかということである。この点に関しては、④中野氏と⑤村井氏は因幡堂像を造立したのも同堂を建立したのも行平とし、②浜崎氏と③上田氏は同像を造立したのは因幡氏ないし現地の豪族とするが、それを京都まで持ち帰つて、因幡堂を建立したのは行平とする。いずれも、因幡堂の建立は行平が主体的に行つたとみる。しかし、殺人事件を引き起こして国司を解任された者の建立した堂がその後靈験所として発展していくものか疑問が残るといわざるを得ない。なお、①宮地氏のみは、造像と建立

の主体を因幡国の医師集団と想定しているが、行平が因幡国で病氣になった際に、観智院本では、「医師ヲ尋ラル、ニ不叶」とあり、東博本でも損傷のため内容の把握は難しいが、「田舎のならひ」「心ほそくなりて」という文言が散見され、行平の病氣平癒のために現地の医師が活躍した形跡が見られないことから、疑問である。

以上の二つの論点に関しては、これまでやや曖昧に把握されてきたように思われるが、まず、建立の主体が行平であったとしても、殺人者の建立した堂ということになり、それだけでは霊験所として発展していくことは難しいと思われる。その場合、むしろ第三者による関与が想定されてくるが、伊福部氏こそがその推進者であったのではなからうか。つまり、千兼殺害後、行平は国司を解任され、その後の動向は不明となる。『尊卑文脈』<sup>(64)</sup>によると、行平の兄弟である則光と則隆の家系はその子供以降も続いていくのに対し、行平の家系はその子供以降記されていないからすると、没落していった可能性が高いと思われる。<sup>(65)</sup> それに対して、伊福部氏は発展していったといえ、承徳三年（一〇九九）に因幡国司として下向した平時範の日記『時範記』によると、宇倍宮での神事や仏事の記事が多く見られ、ここに記される同社司の久経は伊福部氏と考えられるが、介として重要な役職にあったことが知られる。<sup>(66)</sup> 伊福部氏からすればその発展をもたらした行平は顕彰に値する人物であったと考えられる。因幡堂像の造立と同堂の建立が行平によってなされたとしても、それが霊験所として発展していく要因には伊福部氏の関与があつたのではなからうか。因幡堂縁起では行平が最初に因幡国に下向したのは同国一宮（宇倍神社）に参拝するためであり、その後の霊験もそれによって引き起こされたように語られていることから、伊福部氏の関与を強く感じさせられる。<sup>(67)</sup> 一方、行平の残された家族にとって、行平の殺人事件は深刻な状況をもたらしたことは十分に推定できる。先にも述べたように、行平の殺人行為がある正当な理由によって行われたにしても、家族にとっては殺人者の汚名は残るといえ、それをできるだけ晴らそうとしたのではなからうか。

観智院本によると、行平は賀留津で引上げた仏像をその近辺に堂を建てて安置した。この堂を現地の者は「大豆桑寺」と呼んだが、行平は「薬師寺」と号し、末子を一人現地に留めて開発領主としたという。『尊卑文脈』によると、行平の子供である行頼の注記に「有子孫薬師寺」とあり、その子孫は薬師寺を氏族名としたようである。また、観智院本には、行平が薬師如来像を安置するために宿所を寺院として、子息の一人を法師としたが、これを光朝禪師といい、然るべき家々の子孫たち十二人を法師にしたという。『尊卑文脈』によると、行平の娘の注記に「光朝法師母」とある。また行平の兄の則光の息子に光朝という人物があり、「母行平女」とも「行平子云々」とあり、光朝は行平の娘と行平の兄則光との間にできた子で法師であったこと、一説には行平の子であったことが知られ、<sup>(69)</sup>観智院本の行平の子供に関する記載はある史実を反映していると考えられる。少なくとも行平の家族が因幡堂の発展に寄与していたといえるように思われる。

さらに興味深いのが、観智院本の上巻冒頭部分の行平が因幡国に下向する際の山陰道道行の自然描写などに他の神社縁起には見られない文学性が認められるという指摘である。<sup>(70)</sup>この点は、東博本も同様であったとみられ、断片的ながら「ことに面白梢々にはなさき」「川の花のうきはし」「行も山遠して雲行」など類似する表現は拾える。因幡堂縁起は、初めから縁起があったわけではなく口承により、やがて縁起としてまとめられ、東博本が書かれた鎌倉時代には成立し、それがさらに発展し、観智院本のような形態となっていたと考えられるが、行平の子供がいずれも歌人であったことを考慮すると、<sup>(71)</sup>縁起が成立する過程で行平の家族が関与した可能性も考慮される。

以上から、因幡堂の霊験所としての発展には、伊福部氏においては行平の顕彰とともに宇倍神社の存在の強調、行平の一族にとっては行平の汚名返上に対する願いが込められていたのではないかと思われる。因幡堂像の造立、



因幡堂の建立については行平自体が行った可能性は否定できないものの、それらも伊福部氏や行平一族によってなされたとみる方が、理解しやすいように思われる。その場合、因幡堂像の造立時期、因幡堂の建立は、行平が因幡国司を解任された寛弘四年（一〇〇七）以降、そう間をおかない時期になるといえよう。

## おわりに

これまで、因幡堂の創建や因幡堂像の造立に関して、因幡国の豪族である伊福部氏との関連が論じられたことはなかったといえる。本稿は、因幡堂像と延算寺像との伝承や造形の類似性から導き出された伊福部氏の関与の可能性を想定した場合に、どのような解釈が可能かを提示したものである。従って、従来の説を必ずしも否定するものではなく、それらに加えて一説を追加したに過ぎないともいえよう。

そうした点を踏まえて、さらに推定を重ねていくと、因幡堂縁起そのものが伊福部氏との関りの中で成立したのではないかと思われる。先にも指摘したように、縁起の中で、宇倍神の存在が強調されていることがまずあげられるが、延算寺像がインド風の像容を示し、カヤによる素木像として造られている点があらかじめ注目される。縁起では賀留津で海中から引上げられた像は天竺の祇園精舎で釈迦御自作の梅檀像とされるが、延算寺像はジャクダンの代用材として認識されていたカヤによって造立されていることから、延算寺像は縁起に語られている像と関連する可能性がある。『国華』の拙稿では、因幡堂像と延算寺像には共通する根本像が存在していた可能性を推定したが、この根本像に関連する伝承が因幡堂縁起に反映している可能性がある。この根本像は伊福

部氏と関連する像といえるが、そうした観点に立った場合、あらためて着目されてくるのが、延喜五年の「東大寺因幡国高庭庄券」からうかがえる薬師寺という寺院の存在である。<sup>(72)</sup> 浜崎氏は、因幡氏と関係のあった寺院と推定するが、むしろ伊福部氏と関連する寺院であったのではなからうか。同史料によると、この寺院は宝龜四年(七七三)にはその存在が知られるが、根本像を祀る寺院として、伊福部氏によって建立された可能性はあると思われる。高草郡は浜崎氏によると因幡氏の勢力圏ということになるが、<sup>(74)</sup> 天慶三年(九四〇)の「東大寺領因幡国高草郡高庭庄坪付帳」<sup>(75)</sup>によると、郡老として伊福部豊純(張)、擬大領として伊福部正覚、因幡氏が記されており、むしろ同郡において伊福部氏の方が因幡氏よりも優勢であったことが知られるからである。観智院本では行平は賀露津で引き揚げた像を安置した飯堂を薬師寺と号したというが、これは奈良時代以来の薬師寺の存在を踏まえているようにも思われる。賀露湊(賀留津)に流れ込む千代川下流域の左岸の沖積平野に所在する菖蒲廃寺は塔跡を残すのみで白鳳寺院と推定されているが、因幡堂縁起に語られる行平建立の薬師寺と関連すると考えられている。<sup>(76)</sup> さらに、観智院本に語られるように、その近くには座光寺が所在し、その由緒を伝える台座が伝えられている。<sup>(77)</sup> これらは、先に推定した伊福部氏の根本像と関わる遺構とも考えられるが、この件については今後も検討を重ねていきたい。

また、延算寺像が安置されていたと考えられる岩美郡岩見町の岩井廃寺と伊福部氏との関係は現状不明であるが、延算寺像は根本像の基本的な要素を直接的に継承して造立されたといえよう。それに対し、因幡堂像は根本像の由緒は継承しつつも、京都の仏師によって造立当時に流行していた様式を踏まえて造立されたと考えられるのである。また、因幡堂像には背中に大きな節があることが留意されるが、<sup>(78)</sup> これは霊木や何らかの由緒のある木を用いている可能性があり、本像には造像時よりある靈驗性が期待されていたことを示すようにも思われる。こ

うした点も、今後さらに検討を加えていきたいと考えている。

〔註〕

(1) 中野玄三「因幡堂縁起と因幡薬師」〔学叢〕第五号 昭和五十八年（一九八三）三月）その後、『日本仏教美術史研究』（思文閣出版 昭和五十九年（一九八四）年十月）に再録。

なお、因幡堂は平等寺と表記するのが一般的であるが、当初は因幡堂と呼ばれ、後に平等寺という寺号をもった経緯があること、縁起名には通常因幡堂が用いられていることから、本稿では因幡堂と表記することにした。

(2) 因幡堂縁起については第一章で詳しく述べる。

(3) 中野氏前掲論文（註1）

(4) 例えば、『日本美術全集第6巻 平等院と定朝 平安の建築・彫刻Ⅱ』（講談社 平成六年（一九九四）二月）では、同像の写真のキャプションで、制作時期を「一〇〇三年頃」としている。

(5) 拙稿「延算寺蔵 木造薬師如来立像」〔国華〕第一四三八号 平成二十七年（二〇一五）八月）

(6) 『中右記』承徳元年（一〇九七）正月二十一日条（史料大成）

（前略）戌時許蓬屋之北隣一許町小屋等焼亡、火相分東西、従三方逼来、（中略）烏丸東有小靈驗所、世云因幡堂、已烧了、仏像雖奉取出、堂令已煨燼、哀哉、

\*史料の引用に関しては原則として旧字を新字に改めた（以下同様）。なお、以下の史料の引用にある（ ）や（ ）による表記は、引用文献の校訂による補足や注記を示す。

(7) 『阿婆縛抄諸寺略記』（『公刊美術史料 寺院篇』上巻）

因幡堂

無縁起、相伝云、昔好古大納言孫因幡守行平、為神拝下向出途中受病、夢想云、東海浮木可立、頭辺

見海上有浮物、即是薬師如来等身之像也、立頭辺病即平癒了、以件像因幡守家成、〔マ〕角屋為仏堂安之、参詣人多果所願、靈驗普天下、今因幡堂是也、

- (8) 東博本と観智院本については中野氏前掲論文(註1)を参照した。また、両本の引用についても、同論文に公刊されたものによった。

なお、観智院本の紹介と公刊は中野氏に先んじて上田設夫氏によって行われている。

上田設夫「観智院本『因幡堂縁起』の由来」(『鳥取大学教養部紀要』第一四号 昭和五十五年(一九八〇)九月)

- (9) 中野氏前掲論文(註1)

- (10) 中野氏前掲論文(註1)

- (11) 以下の記述は前掲拙稿(註5)と重複するところが多いが、論の展開上必要なこともあり、再説する。
- (12) 鳥取県立博物館編『企画展 はじまりの物語——縁起絵巻に描かれた古のとり——』(『展覧会カタログ』平成二十年(二〇〇八)十月)所収の翻刻による。

- (13) 『鳥取県の地名』(日本歴史地名大系第三二巻 平凡社 平成四年(一九九二)十月)。なお、岩井庵寺については前掲拙稿(註5)では触れていない。

- (14) 金子啓明・岩佐光晴・能城修一・藤井智之「日本古代における木彫像の樹種と用材観——七・八世紀を中心に——」(『MUSEUM』第五五五号 平成十年(一九九八)八月)

- (15) 橋行平については第三章であらためて詳述するが、主に以下の文献を参照した。

① 浜崎洋三「律令体制の崩壊」(『鳥取県史 第一巻 原始古代』古代第二章 鳥取県 昭和四十七年(一九七二)三月)

② 村井康彦『王朝風土記』第三章「因幡殺人事件——橋行平はなにをしたのか」(角川選書314 角川書店 平成十二年(二〇〇〇)四月)

③ 森公章『平安時代の国司の赴任』『時範記』をよむ(日記で読む日本史11 臨川書店 平成二十八年

二〇一六(四月)

(16) 浜崎氏前掲論文(註15—①)。なお、因幡千兼の「千兼」は「千里」とも表記されるが、その点については第三章で詳述する。

(17) 佐伯有清『古代氏族の系図』(学生社 昭和五十年(一九七五)五月)

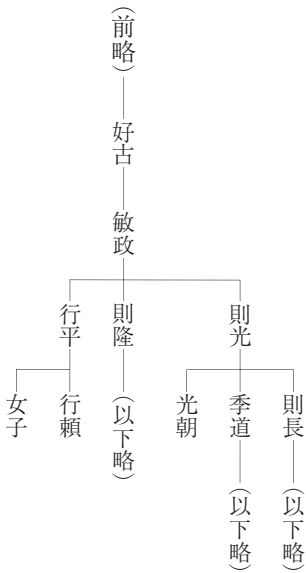
(18) 井上光貞・佐伯有清「大化前代の濃飛地方」(『岐阜県史 通史編 古代』第一章 岐阜県 昭和四十六年(一九七二)三月)。なお、同書では山県市高富を当時の行政区分によって「山県郡高富町」と表記している。

(19) 中井真孝「定額寺」(『日本仏教史辞典』解説 吉川弘文館 平成十一年(一九九九)十一月)

(20) 佐久間竜氏は氏族名は明言してはいないが、延算寺は「山県郡の地方土豪によって建立されたに違いない」と述べている。

佐久間竜「平安仏教の展開・神社」(『岐阜県史 通史編 古代』第一六章 岐阜県 昭和四十六年(一九七二)三月)

(21) 『尊卑文脈』(国史大系)



各人物に記された注記は以下の通り。＊／は改行を示す。

〔好古〕

長者／參木左大弁右門権佐大藏大甫備前守／民部卿彈正大弼宮内少甫美作守／大宰権帥大学頭民部大甫美乃様／大納言正三位少内記文章生

母橘貞樹女、天禄三正十三於大宰府薨<sup>八十才</sup>

〔敏政〕

長者／駿河守／正五下／中宮亮

〔則光〕

陸奥守従四上

歌人金以下作者

〔則隆〕

長者／陸奥守／刑部大甫／中宮亮正四下

〔行平〕

従四上／因幡守

因幡堂本願

〔則長〕

歌人後拾已下作者／越中守正五下

〔季道〕

歌人後拾已下作者／駿河守従五上

〔光朝〕

行平子云々〔法師〕

母〔橘〕行平女

〔行頼〕

拾遺作者／有子孫葉師寺

〔女子〕

光朝法師母 後拾作者

(22) 萩谷朴「清少納言をめぐる男性」(『枕草子講座 1 清少納言とその文学』 有精堂 昭和五十年(一九七五)十月)

(23) 村井氏前掲書(註15—②)

(24) 『御堂関白記』寛弘二年(一〇〇五)二月二十九日条(大日本古記録)(前略)(菅原)宣義朝〔臣脱〕賜〔橘〕行平申文、是叙四位令作位記、駿河・常陸等治国加階也、(後略)

(25) 『権記』寛弘二年(一〇〇五)四月十四日条(史料大成)

参内、有陣定、大式上野介忠範、加賀守兼親、因幡守行平等申請事也、

(26) 「条事定文写」(『平安遺文』四三九)

(前略)

因幡守(橘)行平朝臣申請、被裁許雜事二箇条事

一請任代々例、一任間神寺院宮家封戸充調絹代疋別錢五百文、庸綿屯別卅文進濟事、

同前諸卿定申云、彼国絹代疋別充錢六百元、有裁定之例、然則依彼例、可被裁許、

但至于庸綿代無所見、不可被裁許歟、

一請因准先例、被裁許拳国給復一年調庸雜物事、

同前諸卿定申云、彼国前司(藤原)惟憲任中興復之由、遍有其聞、申請之旨專無其謂、不可被裁許歟、

寛弘二年四月十四日

(27) 『御堂閔白記』寛弘二年(一〇〇五)十二月二十九日条(大日本古記録)

(前略) 因幡前後司与不事、後司(橋行平)申云、停官対間、令奏可解由給由、件事甚奇怪、前司(藤原惟憲)申所有道理歟、重被問、無所申、仍仰可解由、即給之、別功不動事未定也、固帳後有実物、可下宣旨付、今日追難(難)問定難、

(28) 『御堂閔白記』寛弘三年(一〇〇六)正月六日条(大日本古記録)

(前略) (橋)行平与(藤原)惟憲所論八千不(石)不動事行平進申文、多以相違、仍召広業朝心(問)案内、

(29) 『公卿補任』治安三年(一〇二三)条の藤原惟憲の注記に「長保三正廿四因幡守。寛弘二正廿五得替。同三正廿八甲斐守」とある。

(30) 『権記』寛弘四年(一〇〇七)七月二十三日条(史料大成)

(前略) 亦被仰因幡国官人以下日者有愁申之事、可召其状、即仰史是氏、令官掌取之、申案内、大臣令左中弁奏案内申文、暫令候可待定日、百姓等可罷帰云々、即又仰之、史公節又預給申文、

(31) 『権記』寛弘四年(一〇〇七)十月二十九日条(史料大成)

(前略) 因幡守行平朝臣依百姓愁訴、被召問殺害介千兼由等、一度参候弁申不分明、其後度々雖令召不参、仍其由被下定、諸卿申法家可勘申由、(後略)

(32) 『日本紀略』寛弘四年(一〇〇七)十月二十九日条(国史大系)

(前略) 群議因幡守橋行平殺介因幡千里之由。  
(今昔物語集)第十七卷「養造地藏仏師得活人語」第二十五(岩波・新日本古典文学大系)

(33) 今昔、因幡ノ国、高草ノ郡、野坂ノ郷二一ノ寺〔有〕リ。名ヲバ国隆寺ト云フ。彼ノ国ノ前ノ介〔千包ト云フ人ノ建立ノ寺也。〕(後略)

(34) 『御堂閔白記』寛弘四年(一〇〇七)十二月二十五日条(大日本古記録)

着右丈(仗)座、定不堪文、從御前因幡守(橋)行平・右衛門督(衍)尉(橋)惟弘等下賜明法勘文、



諸卿申云、有法家勘申事、此外何事申哉、只随勅定者、(後略)

『權記』寛弘四年(一〇〇七)十二月二十五日条(史料大成)

参内、有不堪定、亦因幡守行平朝臣并惟弘等事被定、行平多事、依勘状可被行事了、

(35) 『公卿補任』寛弘五年(一〇〇八)の菅原輔正の項(国史大系)

管輔正(八十四)式部大輔。去年辞三木請以男為理任因幡守。今年正月—三河守。二月七日止三木。

大輔如元。

浜崎氏前掲論文(註15—①) 参照。

(36) 村井氏前掲書(註15—②)

(37) 「因幡国東大寺領高庭莊坪付」(『平安遺文』二五一号) \*文書名は『平安遺文』の表記による。

(前略)

天慶三年九月二日 凶師擬主張件「豊雄」

前擬主張件「忠吉」

主 帳鳥取(高俊)

判

少領国司代日置臣(寿) 主帳鳥取

檢校置始臣 擬主張件

檢校日置

檢校刑部直(正方)

郡老伊福部「豊純」

擬大領伊福部(正覚)

擬大領因幡

擬少領国造

\*『平安遺文』には「高草郡印」が数十ある旨、注記がある。

\*『平安遺文』には、( )内の人名を「草名」とのみ表記しているが、浜崎氏前掲論文(註15―①)に従って、人名を入れた。また、同論文では郡老の名を「豊張」としている。村井氏前掲書(註15―②)でも人名の表記は同論文と同様である。

(38) 『小右記』長元二年(二〇二九)七月十一日条(大日本古記録)

(前略)惟憲明後日入洛、隨身珍宝不知其数云々、九国二嶋物掃底奪取、唐物又同、已似忘耻、近代以富人為賢者、惟憲獻白鹿千(于)関白(藤原頼通)云々、(後略)

(39) 浜崎氏前掲論文(註15―①)

(40) 伊福吉部臣徳足比売墓誌(『寧楽遺文』) \*現品に合わせて配字した。

因幡国法美郡

伊福吉部徳足

比売臣

藤原大宮御宇大行

天皇御世慶雲四年

歳次丁未春二月二

十五日從七位下被賜

仕奉矣

和銅元年歳次戊申

秋七月一日卒也

三年庚戌冬十月

火葬即殯此処故

末代君等不応崩

壊

上件如前故謹録鏹

和銅三年十一月十三日己未

- (41) 浜崎洋三、中林保、戸祭由美夫「古代の鳥取」(『新修鳥取市史 第一卷 古代・中世篇』) 古代第三  
章 鳥取市 昭和五十八年(一九八三)三月。なお、本稿と関連する箇所は浜崎洋三氏の執筆になる  
とみられるので、以下の引用については、便宜的に浜崎氏の論文として表記する。
- (42) 『続日本紀』宝亀二年(七七二)二月九日条(岩波・新日本古典文学大系)  
因幡国高草采女從五位下国造浄成女等七人賜姓因幡国造。(後略)
- (43) 浜崎洋三「古代の一地方豪族の盛衰——因幡氏について——」(『鳥取市史研究』創刊号 昭和五十  
一年(一九七六)三月)その後、『伝えたいこと 濱崎洋三著作集』(濱崎洋三著作集刊行会 平成十年(一  
九九八)二月)に再録。
- (44) 『日本後紀』延暦十五年(七九六)十月十五日条(国史大系)  
(前略) 正四位上因幡国造浄成女卒。浄成女、元因幡国高草郡之采女也。天皇特加寵愛。終至顯位。
- (45) 佐伯有清「『因幡国伊福部臣古志』の研究(森克己博士古稀記念会編『史学論集 対外関係と政治文化』  
第二 吉川弘文館 昭和四十九年(一九七四)二月)その後、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 索引・論  
考篇』(吉川弘文館 昭和五十九年(一九八四)三月)に再録。
- (46) 浜崎氏前掲論文(註43)
- (47) 前掲史料(註37)
- (48) 浜崎氏等前掲論文(註41)
- (49) 浜崎氏は前掲論文(註41)の中で、本文書に記される「日置は気多郡日置郷に、鳥取は邑美郡鳥取郷  
に、それぞれ関連する名である。郡司に任用されるほどの人物であるから、その名の由来する郷を拠点

に勢力を張る地方豪族と考えるのが自然である。また、伊福部は法美郡稲葉郷に勢力拠点を置くことは論をまたない。高草郡内に拠点を持つのが明確なのは、因幡氏と国造氏のみである。こうしてみると、この判は高草郡衙の郡判とみなすよりは、高草・気多・邑美・法美など各郡の有力郡司層の連署と考えるのが至当であろう。各郡の郡司層の連帯組織が生じていたものと推定されるのである」と述べている。しかし、本文書には「高草郡印」が数十押印されていることから、ここに記された人名はあくまで高草郡内における人員配備を示しているように思われる。

(50) 浜崎氏前掲論文(註15—①)

(51) 『続日本後紀』嘉祥元年(八四八)七月二十七日条(国史大系)

因幡国法美郡無位宇倍神奉授従五位下。即預官社。以国府西有失火。随風飛至。府舍将燔。国司祈請。登時風輟火滅。靈驗明白也。

(52) 『日本三代実録』元慶二年(八七八)十一月十三日条(国史大系)

授因幡国従三位宇倍神正三位。(後略)

(53) 『日本三代実録』貞観九年(八六七)五月二十一日条(国史大系)

詔。又以因幡国正三位天穗日命神列於官社。

(54) 宮地崇邦「因幡堂縁起の成立」(『國學院雑誌』六〇巻一・二号 昭和三十四(一九五九)年二月)

(55) 浜崎氏前掲論文(註15—①)

(56) 上田氏前掲論文(註8)

(57) 中野氏前掲論文(註1)

(58) 村井氏前掲書(註15—②)

(59) 『中右記』天永三年(一一二二)七月四日条(史料大成)

早且参院、以頭輔朝臣被仰云、従因幡国伏峯と云葉出来之由所聞食也、有御用事、早遣取可進上之旨所奏也、

(60) 「因幡国高庭莊検田帳案」(『平安遺文』一九三三) \*文書名は『平安遺文』の表記による。

延喜五年九月十日付文書で因幡国高草郡にあった東大寺領高庭庄の状況を報告したものの。天平勝宝七年(七五五)、宝亀四年(七七三)、弘仁十四年(八二三)、嘉祥三年(八五〇)の状況が記されているが、天平勝宝七年を除く三期の記録から、北一条散岐里の地に薬師寺の田が存在したことが知られる。

(61) 吉岡温泉の由来について、鳥取藩の侍医であった小泉友賢が当地の古老から聞いた話を延宝二年(一六七四)にまとめたもので、鳥取市の宝泉寺に所蔵され、同市の文化財に指定されている。

本史料は以下の文献に翻刻されている。

『無駄安留記報告書二〇〇九 鳥取大学地域学部地域文化学科二〇〇九年度地域文化調査』(鳥取大学地域学部地域文化学科 平成二十二年(二〇一〇)三月)

なお、上田氏の論文ではその内容を以下のように記している。

「因幡国高草郡吉岡郷二葦卓長者アリ。娘一人アリシカ十二ノ頃悪瘡ヲ悩ミ、古海ノ菖蒲山薬師如来ニ祈ル。霊告アリ、古柳ノ下ニ霊仏一体アリ、其下ニ神水湧出ス、娘ノ悪瘡ヲ洗ヘト。長者某言ノ如クス。瘡癒ユ。依テ堂ヲ建テ、仏ヲ祀ル。湯モ亦湧出ス。今ニ之ヲ株湯ト称ス。」

また、本史料については以下の文献も参照した。

『因幡と朝廷 平安時代の因幡国司』(鳥取市歴史博物館平成二十八年度特別展図録 平成二十八年(二〇一六)十月)

(62) 観智院本に記される、現地に残された台座と光背を祀る座光寺の物語に類する内容と思われる。管見では公刊されたものを把握していないが、上田氏の論文では以下のような引用が見られる。

寛弘四年(一〇〇七)の記事として①「菅原為理為因幡守、橘行平任満チテ京師ニ帰ルヤ、高草郡菖蒲村坐光寺ノ薬師如来ヲ携ヘ去ラントス。郷民之ヲ悲ミ、残置センコトヲ請フ。行平之ヲ許ス。郷民喜ヒ寺ヲ建テ、安置ス。此ヨリ此寺ヲ坐光寺ト号ス。」

さらに別の一通として、②「寛弘元年、行平卿当国ノ守ニ再任シ官大納言(二)進ミ、任限満テ上洛

ノ時、此国ニ留マレル所ノ座光ヲモ取上ラントアリケルヲ、諸民之ヲ惜ミ止メシカハ、座光ヲハ当国ニ留メテ新仏ヲ作り安シケル。」

なお、①の引用で、行平の後任国司を菅原為理（ためさと）としているのは、『公卿補任』寛弘五年（一〇〇八）の菅原輔正の項の記事（註35）との関連で興味深いが、為理は結局三河国に着任し、因幡国司とはならなかったことが、同記事から知られる。

(63) 『中右記』前掲条（註6）

(64) 『尊卑文脈』前掲箇所（註21）

(65) 『尊卑文脈』前掲箇所（註21）によると、則光や則隆の子息は僧となった光朝を除いて皆位階が記されているのに対して、行平の子息である行頼には位階が記されておらず、任官できていなかった可能性がある。これも行平の殺人事件の影響とも考えられるのではなからうか。

(66) 浜崎氏前掲論文（註14―①）。『時範記』に基づく、因幡国司としての平時範の動向については森氏前掲書（註15―③）に詳しく論じられている。また、『時範記』は以下のように、『書陵部紀要』に翻刻公刊されている。

①「時範記 承德三年春」〔書陵部紀要〕第十四号 昭和三十七年（一九六二）十月

②「時範記 補遺」〔書陵部紀要〕第十七号 昭和四十年（一九六五）十月

③「時範記 承德三年夏」〔書陵部紀要〕第三十二号 昭和五十六年（一九八一）二月

④「時範記 永長二年冬上」〔書陵部紀要〕第三十八号 昭和六十二年（一九八七）二月

なお、時範の因幡国司としての動向は①からうかがえる。

(67) 村井氏は前掲書（註15―②）で、因幡堂縁起で宇倍神社を因幡国一宮としているが、一宮、二宮の呼称は早くも十二世紀に下つてからであり、行平の段階では存在しなかったこと、行平の時期、補任以前の国守の立場ではない一般貴族の神拝はありえなかったことを指摘しているが、こうした潤色は宇倍神社の存在を強調するために伊福部氏によってなされた可能性は高いと思われる。

また、浜崎氏前掲論文（註15—①）、森氏前掲書（註15—③）では、因幡国一宮の初見が『中右記』元永二年（一一一九）七月三日条で、それが宇倍神社であることを指摘しているが、同社が因幡国一宮として存在意義を高めていく時期と、『中右記』承徳元年（一〇九七）正月二十一日条（註5）で因幡堂が「小靈験所」として記された時期とが重なることも興味深い。

(68) 『尊卑文脈』前掲箇所（註21）

(69) 『尊卑文脈』前掲箇所（註21）

(70) 上田氏前掲論文（註8）

(71) 『尊卑文脈』前掲箇所（註21）。行平の息子である行頼は『拾遺和歌集』に一首、その女子（光朝法師母）は『後拾遺和歌集』に二首選ばれている。

(72) 註60参照。

(73) 浜崎氏前掲論文（註15—①）

(74) 浜崎氏前掲論文（註15—①）

(75) 前掲史料（註37）

(76) 前掲書（註13）

(77) 平成二十八年（二〇一六）十月二十二日より十一月十一日まで鳥取市歴史博物館で開催された特別展「因幡と朝廷 平安時代の因幡国司」には、座光寺薬師如来像の台座が出品された。前掲同展図録（註61）の解説によると、「座光寺は中世には菖蒲薬師堂と呼ばれていたが、江戸時代の前に一旦衰退し、後に現在の地に移って再興したが、天明四年（一七八四）に焼失した。その際に、この台座は持ち出されて今日まで同寺に伝わっている。表面の装飾は大半が焼け落ちていたが、部分的に金属の装飾や蓮の花弁、若干の金箔の装飾が残り、往時の煌びやかな姿が想像される」とある。本台座は、蓮華座の上にさらに別の蓮華座の蓮肉部と敷茄子がのる形を示している。同図録には時代や法量の記載はないが、本台座の制作時期は上部の蓮華座の一部も含めて鎌倉時代に遡る可能性はあると思われる。目測によると、下部

の蓮華座の台脚部の幅は約二五センチと見られ、本台座に安置できる像の高さとしては五〇センチ前後がふさわしいと思われる。従って像高一五三センチの因幡堂像が安置されていたとはとうていいえない。しかし、根本像が檀像ないし檀像風の小形の像であれば、本台座の大きさはそれに見合うものであり、その点興味深い。

(78) 中野氏前掲論文(註1)では賀留津で引き揚げられたのは仏像ではなく、霊木であったとする。

## 付記

本稿をなすにあたり、平等寺代表役員大釜諦順氏、延算寺住職道家成法氏には御本尊の写真掲載を御許可いただいた。また、東京国立博物館、鳥取県立博物館からは画像の提供をいただいた。記して、感謝の意を表したい。なお、延算寺薬師如来立像は毎年五月五日にのみ開扉される旨、同寺の御要望により付記しておく。

一本稿は、平成二十七年・二十八年度成城大学特別研究助成「平安時代における受領層の造像に関する基礎的調査研究」による研究成果の一部である。

なお、本稿脱稿後、『改訂 国府町誌』(国府町 平成十六年(二〇〇四)十月)に、図書寮叢刊『伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』(宮内庁書陵部 昭和四十五年(一九七〇)三月)に収録されている『因幡堂旧事縁起』(九条家本)が引用されているのを知った。本縁起では行平が因幡守在任中の巡行の折に、田の中でかかしとして使用されていた像を京都の行平邸に移したことになる。本稿でとりあげた因幡堂縁起とは別系統といえる。この縁起についてはあらためて考察を進めていきたいと考えている。





図1 重要文化財 木造薬師如来立像（正面） 平安時代・11世紀 像高153.0cm  
京都・平等寺（因幡堂）  
画像提供：東京国立博物館 Image: TNM Image Archives



図2 重要文化財 木造薬師如来立像 平安時代・10世紀 像高153.0cm

岐阜・延算寺  
鳥取県立博物館撮影



図4 重要文化財 木造薬師如来立像（左斜側面）  
岐阜・延算寺  
鳥取県立博物館撮影

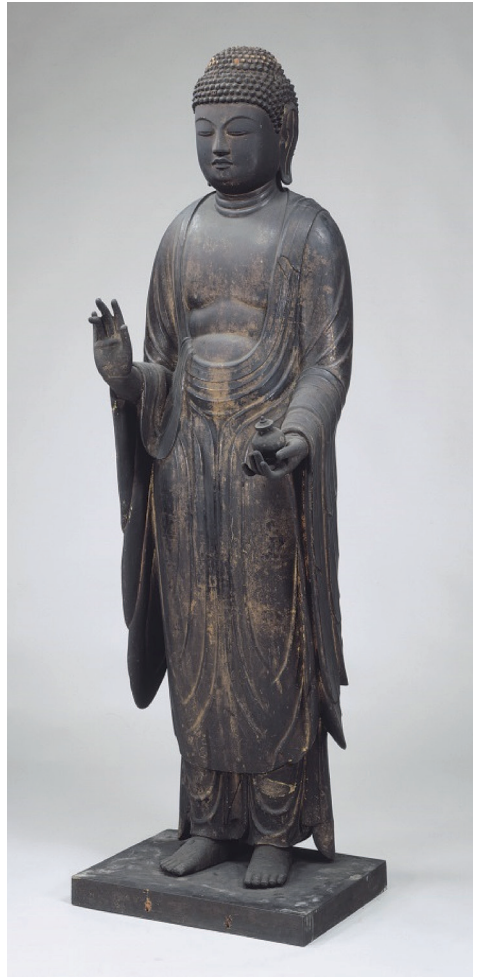


図3 重要文化財 木造薬師如来立像（左斜側面）  
京都・平等寺（因幡堂）  
画像提供：東京国立博物館 Image: TNM Image Archives



図6 重要文化財 木造薬師如来立像（右斜側面）  
岐阜・延算寺  
鳥取県立博物館撮影



図5 重要文化財 木造薬師如来立像（右斜側面）  
京都・平等寺（因幡堂）  
画像提供：東京国立博物館 Image: TNM Image Archives



図8 重要文化財 木造薬師如来立像（左側面）  
岐阜・延算寺  
鳥取県立博物館撮影

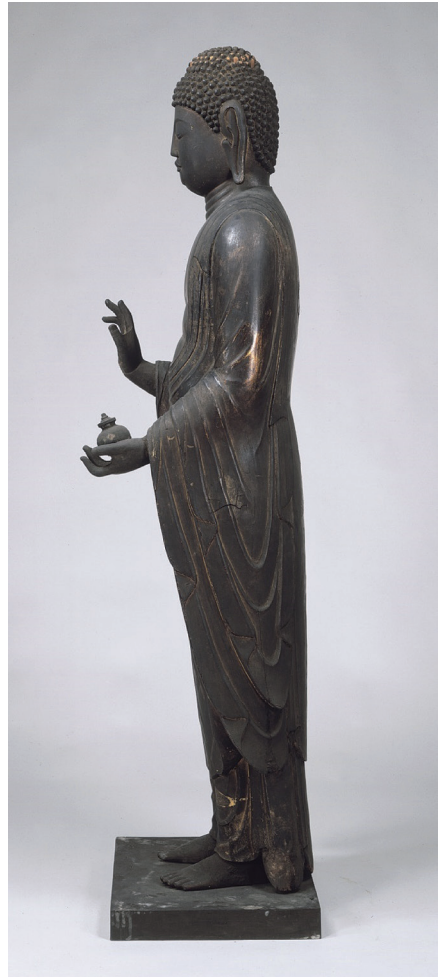


図7 重要文化財 木造薬師如来立像（左側面）  
京都・平等寺（因幡堂）  
画像提供：東京国立博物館 Image: TNM Image Archives



図9 重要文化財 木造薬師如来立像（頭部正面）  
京都・平等寺（因幡堂）  
画像提供：東京国立博物館 Image: TNM Image Archives



図10 重要文化財 木造薬師如来立像（頭部正面）  
岐阜・延算寺  
鳥取県立博物館撮影



図11 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段） 鎌倉時代・14世紀

縦33.6cm 横1082.8cm 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図12 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図13 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図14 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館





図15 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図16 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第1段～第2段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図17 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第2段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

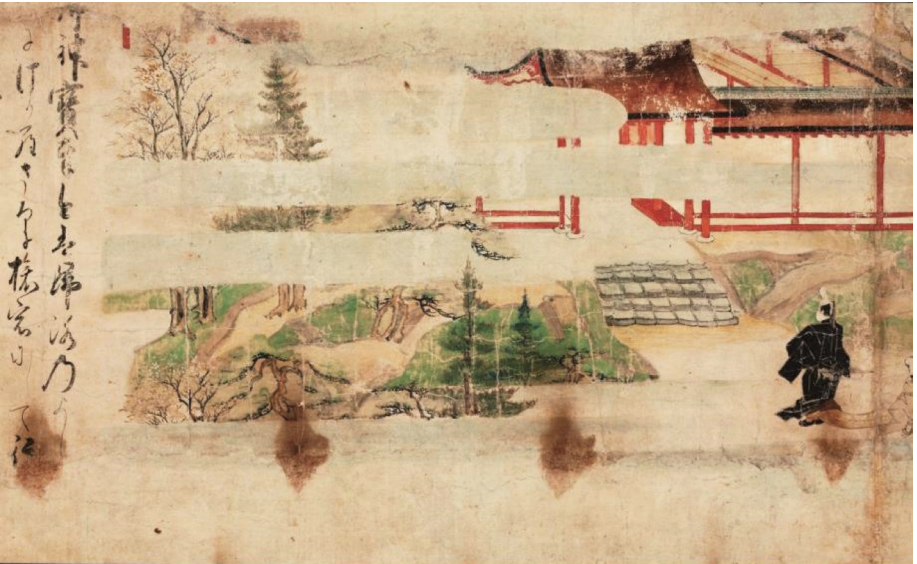


図18 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第2段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

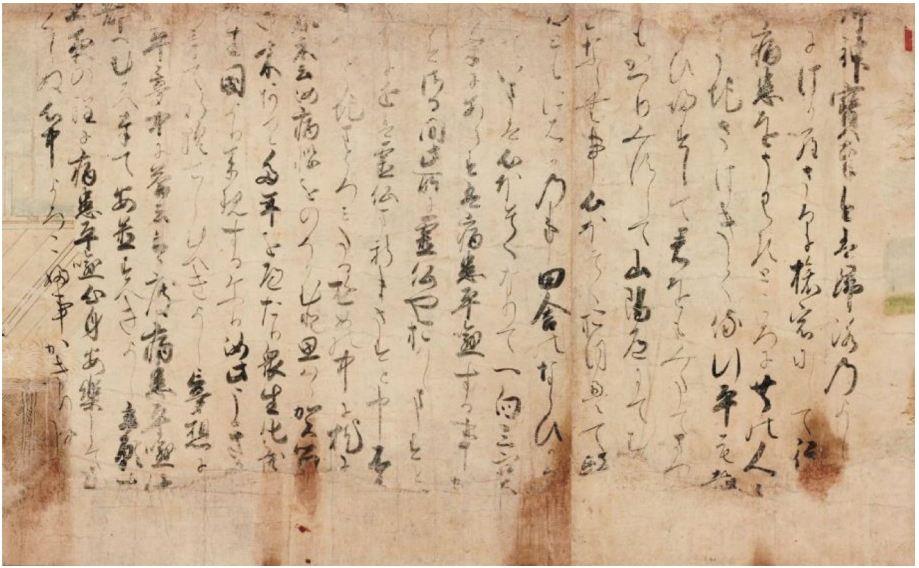


図19 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第3段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

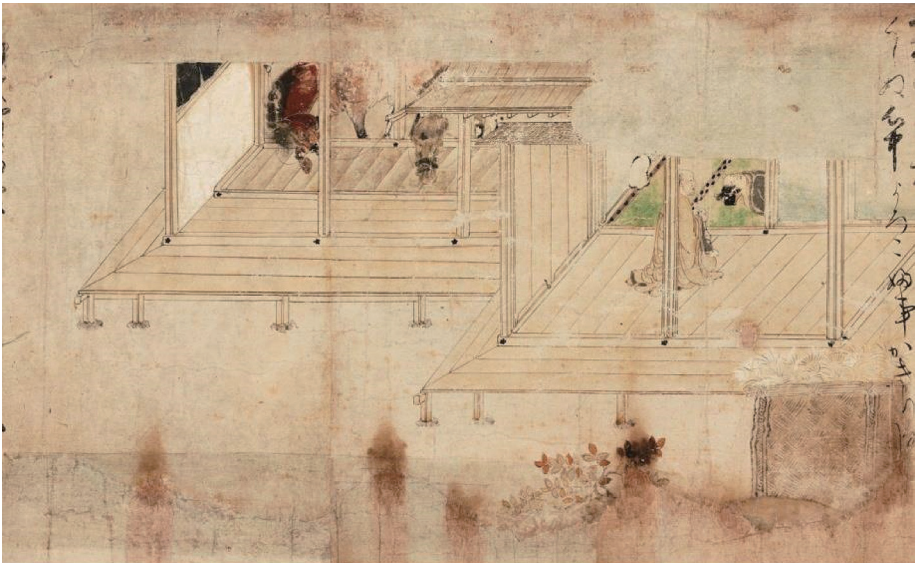


図20 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第3段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

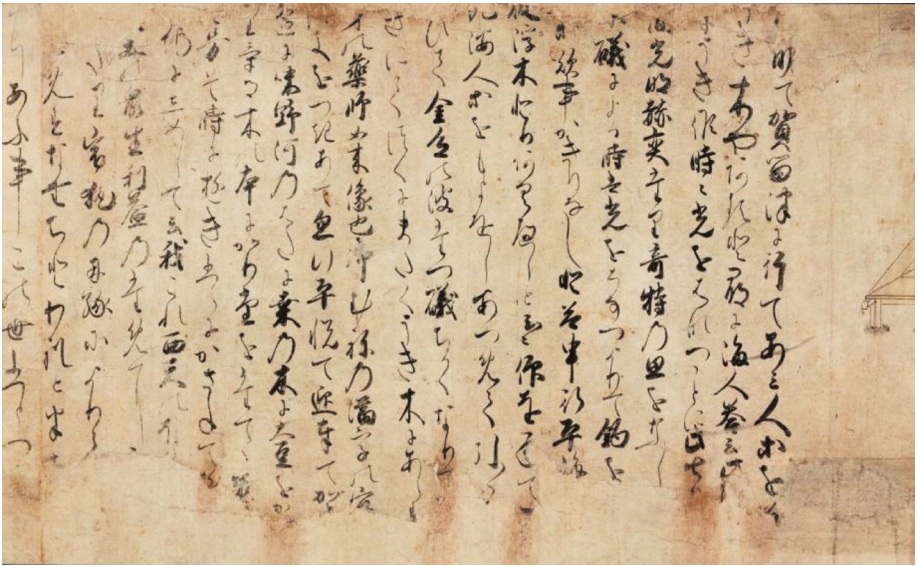


図21 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第4段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図22 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第4段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図23 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第4段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図24 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第4段～第5段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

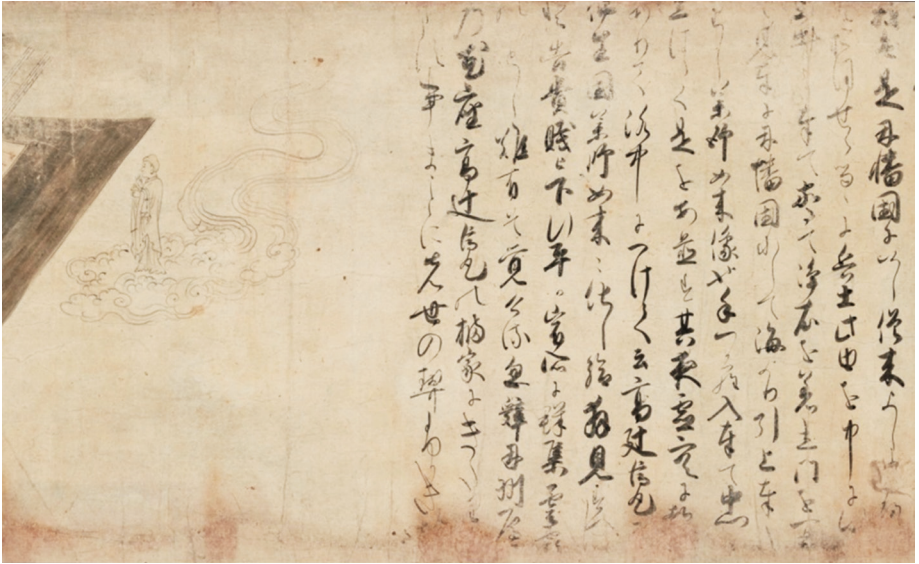


図25 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第5段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図26 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第5段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

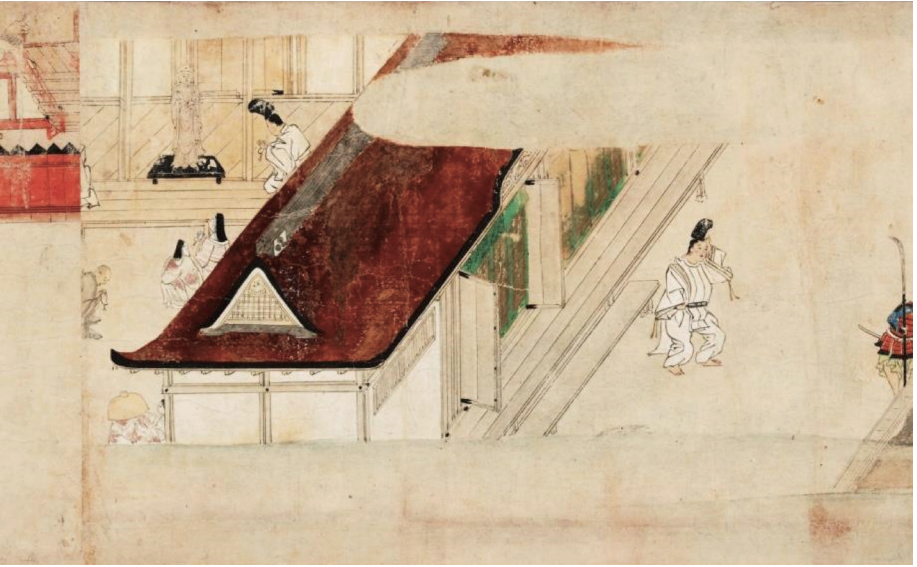


図27 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第5段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

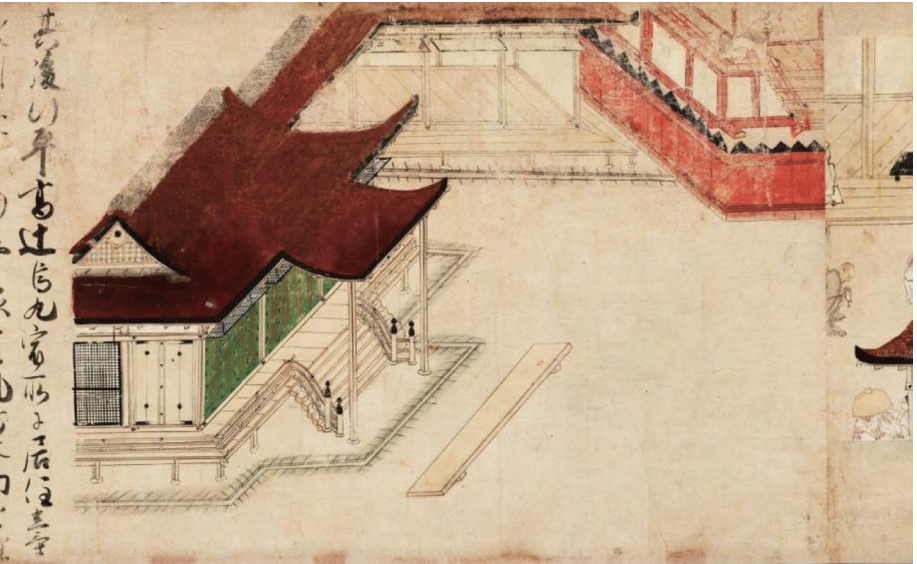


図28 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第5段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図29 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第6段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館

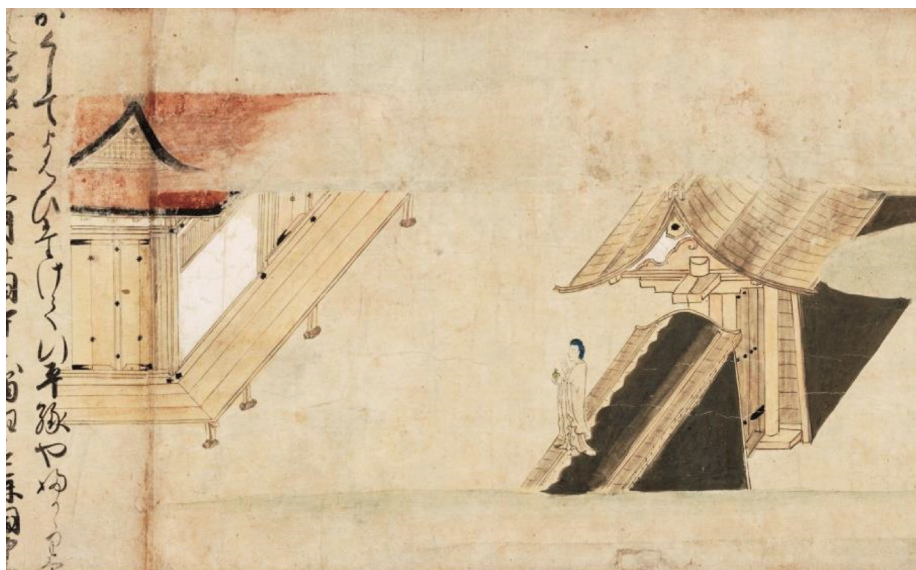


図30 重要文化財 因幡堂葉師縁起絵巻（第6段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館





図31 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第7段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



図32 重要文化財 因幡堂薬師縁起絵巻（第7段～第8段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



图33 重要文化財 因幡堂葉師縁起繪卷（第8段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館



图34 重要文化財 因幡堂葉師縁起繪卷（第8段） 東京国立博物館

画像提供：東京国立博物館